

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第八十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者が特に認めるときは、同号に規定する様式によらないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。